

鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金交付要綱（令和4年鹿屋市告示第280号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「令和4年12月20日」を「令和5年2月28日」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。